

(様式第6号 別紙)

## 長崎県福祉サービス第三者評価結果報告

### 1. 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

### 2. 事業者情報

名称：もとの保育園	種別：認可保育園
代表者氏名：吉岡 充子	定員（利用人数）：40名（55名）
所在地：長崎県諫早市本野町91-2	
Tel：0957-25-9310	

### 3. 総評

#### ◇特に評価の高い点

#### 1. 地域に根差した児童福祉の取組み

当園は、平成22年に民間移譲を受け、平成24年に同敷地内に新園舎を建設し、運営している。

園長は、諫早市の児童福祉に尽力し、社会福祉協議会が主催する子育て支援サービスの子育てサロンたんぽぽクラブのボランティアとして協力しており、既に10年継続している。サロンでは、参加する保護者に向けて、食事や養育についてわかりやすく説明し、相談を受けるなど地域の子育て支援に一役買っている。

また、隣接する小学校との関係は良好で、小学校の祭りに子どもたちが参加し、歌や踊りを披露している。特に就学前の子どもが、小学校での生活を事前に知ることによって、不安を軽減し、興味を持って就学できるよう、小学校1年から6年までの授業参観の機会がある。このことは、保育園と小学校の協力関係が良好である例であり、特長であるといえる。

#### 2. 豊かな自然環境を活かした保育の実践

当園は、有名な景勝地である富川溪谷に近い地域に位置し、園の周囲には水田が広がるなど、自然豊かな恵まれた環境にある。外での活動には、地域の牛舎までの散歩や田んぼのあぜ道を歩くなど、恵まれた環境を積極的に活用している。園の保育の目標の中に、自然の世界に触れ、豊かな体験を通して豊かな感性と創造性の芽生えを育むことがあり、目標を実践するに足る環境の中でのびのびと遊ぶ子どもたちがみえる。生き物や植物などと触れ合いながら、一人ひとりが成長している様子は、園だよりやクラスだよりにより毎回記載しており、保護者にも好評であることは園の優れた点である。

### 3. 職員間の良好なチームワークによる保育

職員は、毎朝の登園から夕方の降園まで、こども一人ひとりの状態や変化等を口頭で伝達し、共有を図っている。特に配慮の必要な子どもについては、担任の職員に限らず全職員が情報を共有しており、担任職員は本人が小学校に入学して困らないようにと小学校で使用する道具と同じ物を準備したいと考えていることに賛同し、実現できるまでサポートしている様子は、職員間の良好なチームワークが窺える例である。

他のクラスであっても、目配り、気配りを基本にサポートするなど、子どもの最善の利益を目指し、互いに連携する職員の姿勢は当園の質の向上に繋がるものであり、優れた点であるといえる。

#### ◇改善を求められる点

##### 1. 理念の共有への取組み

もとの保育園は、法人で定めた保育理念、保育の目標、保育の方針等を遵守している。

園の保育課程や入園時に保護者に渡す入園のしおりにも冒頭に理念を掲載しており、周知を図っていることがわかる。ただし、ホームページに掲載している目標や方針と差異があり、検証と取組みを期待したい。

また、新人職員に対しては、オリエンテーションの時間内に理念等の説明まではできていない。新人職員に留まらず、全職員に向けて園の根幹となる保育理念・目標・方針を周知徹底することで、園としての保育の方向性が定まり、さらに質の高い保育に繋がると期待できる。早期の取組みが望まれる。

##### 2. 記録をとる仕組みの確立

園では、理事会や職員会議等の議事録はあるものの、園長と職員、職員と保護者などの個別の相談、面談の内容、職員間の各種引き継ぎに関する内容など口頭に留まっている。

記録を取ることで、時系列に振り返り、職員間での周知徹底や情報共有の強化に繋がることが期待できる。保育の質の向上のためにも、園内に記録する仕組みを確立することが望まれる。

##### 3. マニュアルの仕分けと活用

法人で作成した業務マニュアルをもとの保育園で活用できるよう、現在精査中である。

そのため、今回の第三者評価の項目である各種のマニュアルについては、これから園用に整備する段階であり、職員への周知までには至っていない。

保育に欠かせない手順や決まりごとは、マニュアルを通して、全員が差異のないよう理解し、実践することが求められる。

特に個人情報保護規程については、急ぎ整備することが待たれる。

多種類の業務マニュアルであるため、保育現場で活用しやすいよう、仕分けすることも必要と思われ、今後、職員参画のもと、マニュアルの仕分けと活用に向けて取り組むことが望まれる。

#### 4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回初めて福祉サービス第三者評価を受審しました。

受審するに当たり全職員で自己評価に取り組み良い点また改善すべき点に気付き、改めて原点を見つめ直しました。

受審前の事前説明もとてもしっかりとしてくださり、不安が取り除けました。

評価結果や保護者アンケートを基に地域に根差し、より質の高い保育サービス提供できる保育園を目指して参りたいと思います。

#### 5. 各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

#### 6. 利用者調査及び書面調査の概要

(別紙)

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

I 福祉サービスの基本方針と組織	
1 理念・基本方針	
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価
①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園の理念・基本方針は、入園のしおりをはじめ、業務マニュアル集、事業計画、ホームページに記載している。さらに園内に掲示し、保護者などへの周知を図っている。                      理念は「子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益(幸福)の為に職員一同豊かな愛情と専門性を持って接し、子どもの望ましい未来を作り出す力の基礎を培う為に、養護と教育が一体となった『総合的な保育』を行います。」であり、園の目指す保育を読みとることができる。                      基本方針は、理念に基づき「心身ともに健康な子ども」「こころのやさしい子ども」「考える子ども」「人と関わる力を持った子ども」といった、具体的な内容になっている。                      もとの保育園・業務マニュアルにおいて、保育の基本として職員への周知を図っている。職員研修において、理念を読み合わせており、職員の行動規範として周知している。                      ただし、ホームページに掲載している目標や方針と差異があり、検証と取組みを期待したい。                      また、新人職員に対しては、オリエンテーションの時間内に理念等の説明は行っていないとのことである。新人職員に留まらず、全職員に向けて園の根幹となる保育理念・目標・方針を周知徹底することで、園としての保育の方向性が定まり、さらに質の高い保育に繋がると期待できる。早期の取組みが望まれる。</p>	
2 経営状況の把握	
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価
①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は、他の社会福祉法人の理事を務めており、年数回は会合に出席し、児童分野のみならず他の福祉事業に関しても把握している。                      地域における社会福祉事業の動向について、関係者からの情報を把握し分析している。また、所属する諫早市保育会からの市の子ども数の動向など情報を得て、収集し分析している。                      法人にて、国の保育園運営に関する方針や動向、さらに長崎県内の園児数・世帯像等、保育のニーズ、利用する潜在的な子ども・保護者に関するデータを収集し、課題を把握している。                      定期的なコスト分析や保護者の推移、利用率等の分析は法人にて行っているとのことである。</p>	
②経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      法人における経営状況や課題は、理事会の議題に挙げ、理事全員で情報を共有している。行政指導監査内容、経理・職員給与、事業計画なども理事会で報告し、協議の上、理事の承認を得ていることが、議事録から確認できる。                      経営課題として保育園・学童保育といった複合的な保育、職員のリーダー育成、人材育成など具体的な課題を明らかにしている。現在、課題解決に向けて、年間研修計画や園の情報発信など取組みを検討中である。                      ただし、職員に向けて保育に関する課題項目は伝えているものの、経営状況や課題について、職員に周知するまでには至っていない。今後の取組みに期待したい。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

3 事業計画の策定	
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価
① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><b>【コメント】</b>                      法人が統括し、法人としての中・長期計画を作成している。平成26年から平成30年における「5ヶ年アクションプラン」があり、実施目標として各園の保育と第三者評価に向けた取組みなど、項目が記載されていることが確認できる。ただし、項目のみの表記となっており、ここで求める数値目標及び成果などの設定までには至っていない。今後、更なる取組みに期待したい。</p>	
② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      単年度における事業計画は作成しており、保育、給食、非常災害危険防止、研修、保護者会の実施計画となっている。                      法人にて作成した中・長期計画に当園の5ヶ年アクションプランが策定されているものの、事業計画との連動は確認できない。                      今後、中・長期計画を踏まえた単年度計画の作成と数値目標等の設定も含め、取組むことに期待したい。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価
① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      事業計画は法人で作成しており、職員等の参画はない。毎年、理事会開催に向けて事業計画を作成しており、次回開催までに評価する手順がある。ただし、評価したあとの見直しや事業計画を職員に周知するための取組みは行っていない。                      もとの保育園という組織体として、事業計画に則り運営していくためには、構成員である関係職員の意見の集約・反映や参画の仕組みを構築し、機能するよう期待したい。</p>	
② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      毎年作成する入園のしおりに、事業計画の一部にある食育計画や行事計画、保育に関する計画を理念・目標とともに記載し、保護者に向けて説明している。                      イラストを入れるなど、内容をより理解しやすいよう工夫がある。</p>	
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価
① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
<p><b>【コメント】</b>                      今回が初めての第三者評価受審である。                      自己評価は各職員が作成しているものの、その結果を分析・検討する場を設けることができていない。                      今後、組織的に自己評価や第三者評価の定期受審の計画を行うとともに、自己評価結果及び第三者評価結果を分析し、PDCAサイクルが稼働するよう仕組みを構築することを期待したい。</p>	
② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p><b>【コメント】</b>                      今回が初めての受審であるため、評価結果の分析・課題の抽出等はこれからである。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

II 組織の運営管理	
1 管理者の責任とリーダーシップ	
(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価
① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は自らの保育に対する方針や役割、責任等を明らかにした、職務分担表や業務マニュアルを職員に配付している。                      保護者に対しては、二者面談案内など園からのお知らせプリントに園長名を掲載しており、周知していることが確認できる。                      職務分担表には、自らの役割と責任を明文化しており、職員会議に必ず参加することで、職員への周知も図られている。                      平常時のみならず、災害、事故等の有事における管理者の役割と責任についても明らかであるものの、不在時の権限委任の明確化は確認できない。                      園長の不在時に万が一の災害や事故等の有事において、子どもたちの安全を確保するためにも、今後の検討に期待したい。</p>	
② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は、法令遵守の観点から守秘義務、虐待防止、労務など広範囲の分野において把握に努めている。また、研修や勉強会には、園長及び園長を補佐する事務職員も参加している。                      園長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、ソーラーパネルの設置による省電力化や雨水活用などエコチャレンジの取組みも行っている。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価
① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は自園の保育の質について現状を評価・分析するために、主任や事務担当職員から現状の報告を受けており、自ら園内の様子や連絡ノートなどを確認している。さらに職員会議へ参加し指導することも多い。                      園長は、職員からの意見や要望を日頃から聞き取っており、個別面談を実施するなど、保育の質の向上に意欲を持ち、取組みに指導力を発揮している。                      ただし、現在、保育の質の向上について、研修や勤務体制など見直し中とのことであり、早急な体制構築が待たれる。</p>	
② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っており、理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、希望休やシフト等、職員の働きやすい環境整備に取組んでいる。                      ただし、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、園内にて職員等が同様の意識を持つような取組みや体制の構築までには至っていない。今後の検討に期待したい。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

2 福祉人材の確保・育成	
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価
① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      法人として職員の確保や育成に関する方針をマニュアルにまとめている。園として効果的な人材確保としては、毎年、受入れる実習生を新人職員として採用する事例がある。                      また、育成の一貫としての外部研修の受講は、職員に声を掛け、専門職に必要な研修等、積極的に受講しており、研修の報告は会議の際に行っている。                      ただし、具体的な計画を策定した上での人材確保・育成までは行っていない。</p>	
② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      法人が期待する職員像は、「望ましい保育士としての資質や態度」と題して、マニュアルに明記している。                      職員が閲覧できるよう、給与規定は職員室に設置しているが、昇進、昇格等の人事基準は明確に定めてはいない。そのため、専門性や職務遂行能力、成果、貢献度等で評価する仕組みもない。                      職員の担当したいクラスや働き方の希望は、毎年聞き取り、反映するよう検討している。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価
① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は各職員の就労状況について、有給休暇の取得率等のデータを確認し把握している。また、毎年、年度末に職員に向けて意向調査を行い、個人面談で要望等を聞き取る仕組みがあり、本人や家庭の事情から働き方を考え、退職ではなく短時間やパートなどに移行することで働く場を確保するよう配慮している。                      年1回の健康診断や年度末の歓送迎会、正職員には退職金制度を整備しており、総合的な福利厚生を実施している。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価
① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><b>【コメント】</b>                      園では、園長が職員に対して年度末の時期に個人面談を行っているものの、個人目標の設定等はない。そのため、今後は職員一人ひとりの目標設定が待たれる。                      職員自ら、一年間の目標を項目や水準、期限など具体的に設定し、園長・主任等にて中間面接などで進捗状況を確認しサポートすることで、本人の専門性の向上につながると期待できる。                      新たな取組みに期待したい。</p>	
② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      法人が期待する職員像は、「望ましい保育士としての資質や態度」と題して、マニュアルに明記している。                      保育士としての自覚と専門性を活かす保育の実践等、計画内に明示している。                      長崎県保育協会や全国私立保育園連盟主催の研修は、早期に計画を立て、受講者を決定していることが研修参加者予定表から確認できる。                      研修受講の結果を評価し、翌年の受講者を検討するなど評価、見直しを行っており、方針に則り職員への教育・研修を実施している。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

<p>③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  園長は職員一人ひとりの専門資格や知識、技術水準を把握している。新人職員には、保育現場にてOJTを行い、園の保育理念や方針を示しながら指導している。                  新人、中堅等の階層別研修や、看護師、栄養士等の職種別研修は、長崎県保育協会が主催する年間の研修計画に則り、受講している。                  外部研修で得た情報は、職員会議やクラスミーティングにて報告し、職員間で共有している。園では、出来る限り、全職員に教育・研修の場に参加するよう促し、受講する際はシフト等配慮している。</p>	
<p>(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢は、業務マニュアルの中に全職員が理解しておく項目として明記している。園長と主任を統括とし、指導などの役割分担また内容などもマニュアルに記載し整備している。                  毎年、複数人の実習生の受入れがある。                  実習の依頼があった際には、事前に学校担任と実施要綱を基に、打ち合わせを行っている。実習の前には保育のしおりを用いて、実習生にオリエンテーリングを実施し、園の保育について事前説明会を行っている。また、実際の実習では各クラスの担当職員が、一日の流れを説明している。実習の時期により内容が異なるためカリキュラムやプログラムは作成できない状況である。                  また、指導者に対する研修は実施できていない。</p>	
<p><b>3 運営の透明性の確保</b></p>	
<p>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>	
<p>① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  園のホームページには、理念や基本方針、提供する保育の内容を明記しており、苦情受付窓口、苦情解決の流れ、結果報告も公表している。                  予算、決算情報は長崎県子ども政策局のホームページ内にある“社会福祉法人(子ども未来課所管)の現況報告と財務諸表の公表”に掲載し、透明性を確保している。                  ただし、地域へ向けて、理念や基本方針、園で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布するまでには至っていない。</p>	
<p>② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a</p>
<p><b>【コメント】</b>                  園における事務、経理、取引等に関するルールは職務分担表に明示し、明確であり職員に周知している。                  また、毎月税理士事務所による外部監査があり、必要に応じて専門家に相談し、助言を得ている。園の事務、経理、取引等に関するルールは明確であり、職員等に周知している。</p>	

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

4 地域との交流、地域貢献	
(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価
① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><b>【コメント】</b></p> <p>法人理念に“地域の中で親も子どもも育ちあえる『共異体』の創造”と謳っている。さらに業務マニュアル内には地域と保育園の関わり合いについて記しており、基本的な考え方を文書化していることが確認できる。</p> <p>毎年、地域の敬老会に招かれ、子どもたちが踊りを披露し喜ばれている。隣接する小学校の菊祭りでは、子どもだけでなく保護者がバザーに参加し、地域の人たちと交流する機会となっている。</p> <p>また、毎年七夕には、更生保護女性会の訪問があり、今年は民生委員も一緒となり、子どもたちと遊びを通して交流したことが記録から確認できる。</p> <p>さらに11月の保育月間に諫早市の全保育園が参加して開催する“子育てほっと週間”には、園のスポキッズと称するスポーツを通じた保育に、5、6人の参加があり、興味を持って楽しんでもらっている。</p> <p>園長は、諫早市社会福祉協議会が主催する子育て支援サービスの子育てサロンたんぽぽクラブに協力しており、今年は節分に鬼の衣装を貸出すなど更なる交流を深めている。</p> <p>ただし、現在は活用できる社会資源や地域の情報を掲示板等で保護者に提供する取組みはなく、保護者と地域の交流を図る為にも、今後の取組みに期待したい。</p>	
② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><b>【コメント】</b></p> <p>ボランティア受入れに関する基本姿勢はマニュアルに記し、明文化している。地域の中学校から依頼があり、教育の一貫として職場体験を受入れている。</p> <p>また、ボランティア受入れに関する手順や配慮もわかりやすくマニュアルに記載していることが確認できる。</p> <p>毎年、地域から図書を読み聞かせの訪問があったり、今年は民生委員・児童委員の人たちが訪問し子どもと遊んだり、七夕には更生保護女性会と一緒に楽しむなどさまざまな事例がある。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価
① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><b>【コメント】</b></p> <p>園と関わりのある関係機関・団体は、電話帳を作成し綴っている。職員会議では、子どもの様子から関係機関に相談すべき内容や行事で出掛ける候補地などさまざまな社会資源について情報を共有し、活用している。</p> <p>園には、諫早市社会福祉協議会から保健師の訪問があり、相談し助言を得ており、適切に連携していることが確認できる。さらに、子どもの状態に応じて、言語療法士、心理士の訪問を受け、担任とともに会議を開いており、会議の内容は保護者に伝えるなど具体的な取組を行っている。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価
① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b
<p><b>【コメント】</b></p> <p>保育園のスペースを利用して、園庭開放やベビーサロン「にこにこ」など、地域住民と交流できるよう取り組んでいる。また、園長は、諫早市社会福祉協議会が主催する子育て支援サービスの子育てサロンたんぽぽクラブのボランティアとして協力しており、既に10年継続している。サロンでは、参加する保護者に向けて、食事や養育についてわかりやすく講義し、相談に受けるなど地域の子育て支援に一役買っている。</p> <p>園として、防災時の地域における役割は明確でないため、今後の取組みが待たれる。</p>	

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><b>【コメント】</b>                  地域の民生委員・児童委員が園を訪れ、園児と交流していることが記録から確認できるものの、高齢者の福祉ニーズを把握するための取組みは行っていない。                  認可保育園における公益的な事業・活動については、現段階では困難であると考えられるが、今後も引き続き検討していくことが望まれる。</p>	
<h3>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</h3>	
<h4>1 利用者本位の福祉サービス</h4>	
<p>(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>	
第三者評価	
① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><b>【コメント】</b>                  園の理念及び基本方針に、子どもの人権や主体性について明文化している。職員の業務マニュアルにおいて「保育の基本編」として、人権について解説し、保育における子どもの人権に配慮した保育とは何かを具体的に登園からの言葉遣いや接し方などを記していることが確認できる。さらに服務規程、倫理要綱も含め、職員は子どもの尊重や基本的人権への配慮などを理解し、保育の実践に繋げている。                  職員会議では、子どもの名前の呼び方など、子どもの尊重や人権への配慮に関して常に話し合っていることが、職員会議議事録から確認できる。                  業務マニュアルによる詳細な解説と職員に周知徹底すべき子どもへの接し方、話し方の具体例は、職員が自身を振り返るツールとして有効であり、園の特長といえる。</p>	
② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<p><b>【コメント】</b>                  業務マニュアルに、プライバシー保護、虐待防止等の権利擁護について明記しており、職員に周知している。プライバシー保護に関しては、文書の取扱いだけでなく送迎時や連絡方法、守秘義務に関する項目がある。虐待防止に関しては、早期の発見・通告(相談)の義務があることを冒頭に明記し、虐待の種類や発見のポイントなど、職員がわかるよう記載していることが確認できる。職員会議では、本マニュアルを用いて、全職員に周知している。園内の設備は子どものプライバシーが守られる配慮があるものの、子どもの着替える様子が外から見えることについて、ロールカーテンを必ず下ろすなどの周知徹底が望まれる。また、急な外部からの訪問者に対する子どものプライバシー保護についても検討・取組みが待たれる。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>	
第三者評価	
① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><b>【コメント】</b>                  当園の利用を希望する人に対しては、ホームページにて園の理念や基本方針、保育園での一日の流れ等を分かりやすく紹介しているものの、公共施設への設置は行っていない。                  見学時には、事務担当職員もしくは主任が個別に入園のしおりに基にして、見学者が園の内容を理解できるよう丁寧に説明している。相談を受けた場合は、一時保育を提案したり、11月に諫早市保育会が主催する“子育てほっと週間”での園開放など、その他の対処法を提案している。                  利用希望者に配付する保育のしおりの持ち込み備品などは年度ごとに見直しており、保育園の選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
<b>【コメント】</b> 入園前に保護者と面談し、入園のしおりを用いて、園の理念や目標はもとより、園の行事や給食・食育の計画、行事、一日の流れ、準備する物などの説明を丁寧に行っている。延長保育の利用申込みは、書面に残し、利用料金の等について同意を得て、開始している。 これまで、意思決定が困難な保護者の事例はない。	
③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
<b>【コメント】</b> 他の保育園に移行する際には、保育の継続性について配慮している。基本的には引き継ぎ等は市が行うことであるため、保育園が関わることはない。そのため、引き継ぎ書は整備していないが、状況に応じて対応している。 卒園した子どもの保護者が、相談したい場合の担当者や窓口は設置していないものの、誰もが相談に乗り、助言したり援助する受入れ体制はあるとのことである。また、卒園児が小学2年生までは、口頭ではあるが、お泊り保育や運動会、夏祭りなどに誘っており、来る子どもも多い。	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価
① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<b>【コメント】</b> 園では、遠足や運動会、おゆうぎ会など保護者が集う行事では、必ずアンケートを取り感想を収集している。さらに給食に関するアンケートも毎年実施しており、全てのアンケートは収集したのち毎月の会議で職員に報告し、課題等を話し合い、参考にすべき事項は反映している。アンケート結果に留まらず、意見・要望に対する園の回答と対応を、園だよりに掲載し、保護者に知らせている。 保護者の満足度を知る目的で各種アンケートを実施し、その結果を反映する仕組みは園の特長といえる。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価
① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<b>【コメント】</b> 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置しており、玄関に掲示している。玄関に入る手前に意見箱を設置しており、保護者が苦情等を出しやすいよう工夫していることがわかる。 これまでに苦情が出た例がない。	
② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
<b>【コメント】</b> 園長、主任、職員は日頃から保護者とのコミュニケーションを取っており、保護者の表情や気になる様子にはさりげなく声を掛けるなど配慮している。相談の相手は自由に選べることを口頭で伝えている。 相談しやすいスペースとして、和室や学童保育の部屋などを使用しており、ゆっくりと安心して話せる環境であることが確認できる。	
③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<b>【コメント】</b> 保護者からの相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアルはこれからである。 園では、保護者が意見等を表出しやすいよう、意見箱は職員の目が届かない玄関外に設置し、日頃から声を掛け話しやすい関係づくりに努めている。職員が傾聴した保護者の意見や要望は、園長・主任に報告し、対応を検討するとともに迅速に対応している。	

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価
<p>① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                      過去1年間に怪我等の事故が発生している。                      事故発生時の対応は職員に周知しており、マニュアルも整備していることが確認できる。                      怪我等の事故については、事故報告書に記録しており、原因や改善策を記している。職員は毎週、遊具の点検を行い、安全点検表に記録し、安全に問題がある場合は、迅速に業者等に連絡し修繕している。                      園では、ヒヤリハットと事故報告が同じ書式であり、軽度な怪我はヒヤリハットとして記録している。ヒヤリハットの主旨を再確認するとともに、事故には至らないが事故に繋がりがかねない事例を収集し、園のリスクマネジメントの強化に繋げることが待たれる。</p>	
<p>② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                      過去1年間に安全確保の体制で問題が発生している。                      感染症対策について、業務マニュアルに記載しており、各項目ごとに対応策をリスト化しており、発生時緊急を要する場合にもわかりやすい工夫がある。                      また、看護師の資格のある職員が、未満児の感染症の病歴一覧を作成している。手洗い・うがいを徹底し、加湿器を適所へ配置し、手すりや床など、除菌水を使用して掃除している。ノロウイルスや嘔吐下痢などの処理に使用する一式を準備している。これまでに対応事例があり、職員は適切に対応を行っている。                      ただし、現在は感染症対策に関する責任と役割が明確ではなく、管理体制の整備が待たれる。また、マニュアルの見直しはこれからであり、看護師を中心に更なる有効なマニュアル整備を期待したい。</p>	
<p>③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                      団長を園長として自衛消防団を組織しており、災害時の対応体制がある。年に1回、消防署立会いでの避難訓練を実施しており、毎月、自主訓練を行っている。災害時用に飲み水や食料など、3、4日分の備蓄があり、消費期限等を確認している。                      消防団の指示で、水害の際には支所へ避難することになっており、避難場所の確認は行っているものの、子どもや職員の安否確認の方法などの具体的な対策までには至っていない。また、職員の緊急連絡網の整備はこれからである。現在のところ、自治会や警察などとの連携体制は整備していない。                      災害時に子どもや職員が安全に避難できるよう、地元行政をはじめ、消防署・警察・自治会などと協議を重ね、連携体制を構築することが望まれる。また、安否確認の方法や緊急連絡網の整備も待たれる。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

2 福祉サービスの質の確保	
(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価
① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園の標準的な実施方法は業務マニュアルとして整備している。マニュアルの冒頭、保育の基本には理念を謳っており、児童福祉法と児童憲章の理念に基づくことを明記し、子どもの人権や主体性の尊重を謳い、権利擁護に関わる姿勢を表明している。業務マニュアルは項目毎に分類している。                      ただし、マニュアルに基づいて保育が実施されているか否かを確認する仕組みが整っていない。今後は、マニュアルの有効性を評価・見直すことを含めPDCAサイクルが稼働するよう、仕組みづくりに期待したい。</p>	
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      前項にもあるとおり、業務マニュアルは整備されているものの、検証・見直しに関する時期やその方法などの仕組みはない。                      今後は、職員等の意見や提案も反映される仕組みを整備し、業務マニュアルの更なる活用に繋げることが望まれる。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価
① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園の指導計画の責任者は園長である。入園に際して、面談時に保護者が新入児健康診断調査票に記入し、調査票を基にアセスメントを行っている。                      アレルギーの場合は、保護者から主治医の診断書の提出があり、給食室職員は診断書を基に除去食を確認し混在しないよう徹底している。                      また、配慮が必要な子どもについては、外部機関の助言等も踏まえ、看護師が加わるなど部門を横断した職員が協議し、実践している。                      0、1歳は一人ひとりの育ちに差がある時期であるため、個別支援計画を作成している。2歳からはクラスの全体指導計画に沿い、個人の状況を記録している。指導計画が計画どおりに実施されているかを確認する際は、担当職員が行っており、今後は、園としての仕組みはない。これからの検討が望まれる。</p>	
② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園が計画している指導計画に則った子ども一人ひとりについての指導の評価・見直しは、職員会議やクラスミーティングにて検討している。                      できていること、課題として残っていることなどを抽出し、さらに内容を検討し見直している。子どもの入退院等で緊急に指導計画を変更することもある。                      ただし、主任は個人別とクラスごとの指導計画について、伝達や周知方法等の仕組みが課題と考えており、今後の検討、取組みに期待したい。</p>	

**第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目**

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価
① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	
<p><b>【コメント】</b>                      子どもの身体状況や生活状況等は、保護者が毎年提出する健康診断調査票がある。                      未満児についての個別指導計画は、0、1歳のみであり、2歳は個別でなくクラスの計画となっている。そのため、個別の計画についての記録は確認できない。                      職員によって、記録する内容や書き方に差異が生じないよう、園長・主任が指導している。園内で情報を伝達する場合は、職員会議やクラスミーティングを利用したり、個別に伝えている。</p>		
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	c	
<p><b>【コメント】</b>                      法人の文書規程に、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程を定めていることが確認できる。記録管理の責任者は園長である。                      法人として整備していると考えられるが、園内に個人情報保護規程の設置がなく、文書も確認できない。                      園内には、子どもに関する個人情報多数存在しており、個人情報保護規程は重要な規程である。規程を設置するとともに、職員への周知徹底も必要であるため、早期の整備、研修の実施等が待たれる。                      また、個人情報の取扱いについて、保護者への説明も望まれる。</p>		

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-1 保育所保育の基本	
(1) 養護と教育の一体的展開	第三者評価
<p>① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。</p> <p><b>【コメント】</b>                      保育課程は、保育所保育指針の趣旨を捉え、園が掲げる保育方針や目標に基づき作成している。また、地域の実態・家庭の状況に考慮し、子育て支援や延長保育などの事業も含め編成している。                      年度初めには、園長及び主任保育士によって、保育課程について評価し、改善点など検討している。                      職員は保育課程を周知しているが、見直しの際に職員が参画する体制はなく、今後、検討が望まれる。</p>	b
<p>② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      園舎は平成24年に新園舎となり、乳児保育室に大きな開放的な窓を設置している。室内は広く大型遊具も配置している。活動状況に合わせて組み替える移動式の間仕切りは、安全に配慮した器具を使用し、室内の静と動の領域を作っており、子どもにとって安心できる環境を整備している。                      指先で遊ぶ遊具などさまざまな色や形の遊具を、子どもの目の高さに合わせ、興味を示す位置に配置している。季節ごとに作成した作品を壁に飾るなどの温かみもある。                      職員は、保育室全体を見渡すことができ、一人ひとりとスキンシップをとりながら、心身の状態や日常の状態を把握している。得た情報は、個別に記録している。                      授乳は、子どもが欲しがるときに、ゆっくりとペースに合わせて飲ませている。離乳食は、家庭での状況に合せ、個別に対応しており、離乳食の形態や内容は、職員が聞き取り、調理職員に伝え情報を共有している。家庭での参考にしてもらうよう園での食事の様子を連絡帳へ記載している。                      天気の良い日は、園庭や園周辺を散歩している。乳幼児は職員が抱き、歩行ができる子どもは、安全な場所で、歩行できるように支援している。                      職員はSIDSに関する知識を周知しており、年齢に応じて5分、10分置きにチェックシートで様子を確認し、子どもの安全を確保している。</p>	a
<p>③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      職員は、連絡帳を活用し、子どもの家庭での心身の状態を把握している。また、園での様子を観察し、様子を記録している。トイレトレーニングや着替え、箸やスプーンの使い方など、一人ひとりの育ちに応じた生活習慣が身につくように配慮している。また、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、職員は見守りながらさりげなく援助している。                      特にトイレトレーニングでは、家庭での様子や保護者の考えを優先に、トレーニング方法を検討し、対応しており、園での様子は保護者に伝え連携してトイレトレーニングを行っている。                      職員は、子どもの自我の育ちをしっかりと受け止めながら声を掛け、関わりを持ち援助している。                      園には学童保育のスペースがあるため、日常的に小学生との交流がある。また、七夕には更生保護女性会から訪問があり一緒に行事を楽しむほか、近所の人たちとの関わりを持つなど、職員以外の大人と関わる機会を大切にしている。</p>	a
<p>④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      職員は、子ども一人ひとりの育ちに応じて、衣類の着脱や歯磨き、トイレ、挨拶などの基本的な生活習慣が身につくよう指導している。                      3歳からは縦割りやチーム保育を行うとともに、年齢別の目標を立て、実践していることが保育の様子からわかる。                      広い共有のフロアに続く保育室を仕切る間仕切り戸を開放すると、3歳以上児がダンスを踊ったり、遊ぶためには十分な広さを持つスペースとなる。子どもは異年齢で過ごす機会が多く、思い思いに遊びに集中しており、職員が見守りながら援助している。                      3歳以上児は、食事の配膳や掃除、未満児の午睡用のベッド準備等、集団の中で個性を發揮しながら、やり遂げることができる機会があり、子どもたちはイキイキと当番活動を行っている。保護者にはクラスだよりにて活動の様子を知らせている。                      卒園前には、絵画教室で作成した共同制作の作品が完成し、園舎内に掲示することとなっており、保護者も含め訪問者は、これまでの卒園生の力作をみることができる。</p>	a

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

<p>⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>
<p><b>【コメント】</b>                  5歳児の年間・月間指導計画には、小学校との連携や就学に関する事項を記載しており、記録から実施していることが確認できる。                  職員は、子ども間の喧嘩の際は見守り、子ども同士で解決するよう援助している。また、絵画教室にて共同制作する活動がある。                  園での生活と小学校での生活の時間配分の違いに留意し、時間に見通しを立てて生活するよう援助している。昼食時は、他の子どもとは別テーブルで小学校と同様に正午に食べ始めるなど工夫している。                  また、5歳児は近隣の小学校に出掛け、1年から6年までのクラスの授業を参観しており、小学校の協力により、学校生活について知る機会を得ていることは、園の特長である。                  さらに、配慮が必要な子どもについては、保護者が抱える就学後の不安を払拭できるよう、クラスの担任と小学校の教員が保護者と一緒に話しあっており、専門機関のフォローもある。                  クラス担当職員が児童要録を作成し、園長・主任が確認している。配慮の必要な子どもについては、修学する小学校の校長を訪問し説明するなど、子どものために配慮している。</p>	
<p>(2) 環境を通して行う保育 <span style="float: right;">第三者評価</span></p>	
<p>① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  園舎は、素材に配慮し木調の温かい雰囲気漂う空間である。共有フロアは吹き抜けで開放感があり、さらにはDENと称する子どもの背丈で入られる天井高の低い空間も設えており、子どもの想像力や自由に遊ぶ力を育む環境となっている。                  衛生面の設備も整備しており、手洗い、トイレ、沐浴設備、シャワーなど身体を清潔に保持する設備がある。                  DENでは、子どもがひとりで寛ぐことができ、それぞれに絵本を読んだり、寝転んだりできる空間である。                  ただし、子どもはトイレと洗面所を利用する際に裸足で出入りしており、衛生面での配慮が必要と思われる。今後の検討に期待したい。</p>	
<p>② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>
<p><b>【コメント】</b>                  職員は子ども一人ひとりが食事、排泄、睡眠等の基本的な生活習慣が身に付くよう成長に合わせて指導している。                  園では、トイレトレーニングを子どもが立てるようになった時点から始めており、トイレで排泄することを教え、定期的に声を掛けたり、食事前にはトイレを促している。トイレ誘導はそれぞれのリズムに合わせて急かさず、おもらした際は、本人が傷つかないよう配慮している。また、衣服の着脱も子ども自身に任せて、見守りを基本として援助している。                  食事後の午睡時は、窓にロールスクリーンを降ろし日を遮り、保育室を暗くして落ち着いて眠れるよう工夫している。                  園庭では、年齢別の遊びが展開されており、食育の一環であるプランターの野菜の育成観察や遊具を使った遊びなど活発に活動している。                  保護者との連携にて子どもの心身の状態を把握し、天気の良い日はできるだけ戸外で遊ぶよう計画し実践している。                  また、子どもが自ら病気の予防に関心を持つよう、手洗い、うがい、歯磨きを励行している。                  保育室には職員の手作りや購入した玩具・遊具があり、さまざまな遊具を使った遊びを楽しむ環境を整えていることが確認できる。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

<p>③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>
<p><b>【コメント】</b>                  子どもの発達段階や興味関心に合わせた豊富な絵本、玩具、絵の具、制作に使用する道具等を整備している。共有フロアには、子どもたちが自由に遊ぶことが出来るよう、色鉛筆等を置いており、自分で取り出して遊べる空間となっている。                  子どもが協同して遊ぶ機会は、絵画教室での卒園制作、運動会やお遊戯会の出し物の練習等がある。また、縦割り保育の時間には、年上の子が年下の子に遊びなどを教えており、職員は見守りながら援助している。                  掃除の時間には子どもの掃除当番が、バケツの準備や下駄箱、床を拭く等、役割を分担し、責任を持って掃除している。                  職員は、子どもが主体的に活動するために、小さなことでも出来る子どもを紹介し、やる気が出て子どもを援助している。                  園では、異年齢の交流も含め、さまざまな人間関係を体験し、友だちと力を合わせて達成する機会から学べるよう援助していることが確認できる。</p>	
<p>④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>
<p><b>【コメント】</b>                  園では、カタツムリやクワガタを飼育したり、プランターで野菜を栽培し収穫をするなど、動植物に接する機会を作っている。また、近所の畜産農家の牛舎に牛を見学に出掛けることもある。                  園庭での遊びや散歩時に、木の実や葉などを持ち帰り、作成物の素材として使用しており、絵画教室の外部講師がアドバイスしながら、制作している。また、動植物に関する図鑑や絵本を図書コーナーに準備し、子どもたちの興味を引き出している。                  近所の山への栗拾いや干拓の里、長崎県美術館見学など社会見学時にはJRやバス、路面電車など公共機関を利用し、子どもが社会体験を得る機会を設けている。                  毎年、地域の敬老会や小学校の菊祭りに、子どもたちが参加しているなど、子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境を整備している。</p>	
<p>⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  一日の活動の切り替わりのときに、絵本を読み聞かせたり、午睡の前に紙芝居を取り入れ、子どもが落ち着いて次の行動に移れるよう援助している。以上児からは、月に1・2回英語教室があり、ネイティブの講師が訪れ、単語を覚えたり異文化に触れる機会を設けている。また、月1回は体操の外部講師によるスポキッズがあり、マット運動や鉄棒、トランポリンなど体を動かし、リトミックでは身体を使った表現遊びなど子どもの想像力を養うよう工夫している。                  共有スペースには、子どもは自由に使うことができるよう、クレヨンや折り紙など様々な素材を準備しており、子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、さまざまな表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境を整備している。</p>	
<p>(3) 職員の資質向上</p>	<p>第三者評価</p>
<p>① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>c</p>
<p><b>【コメント】</b>                  今回の第三者評価受審にあたって、職員は自己評価に取り組んでいる。自己評価は、本第三者評価のガイドラインに基づいたものであり、今回が初回である。                  今後は、毎年自己評価を行う仕組みを構築し、各職員が作成した自己評価を基に、今後互いに学び合うことで、当園における保育に関する意識の向上に繋がることを期待したい。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-2 子どもの生活と発達	
(1) 生活と発達の連続性	第三者評価
① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      職員は、子ども一人ひとりについて、家庭環境や生活のリズム、身体的成長などを把握し、尊重し援助している。園では、職員が子どもを大声で制することはなく、子どもにわかりやすい言葉を用い、穏やかな口調で話し掛けている。                      駄々をこねる子どもには優しく声を掛けて抱っこするなど、本人の思いを受容し、援助している。                      ただし、咄嗟に危険防止のために行動を制止する言葉や他の子どもの援助のために「待ってて」「あとで」と発することもあるとのことである。                      マニュアルに記しているNGワードを理解する機会を設けるなど、全職員に周知しさらなる質の高い保育に繋がることを期待したい。</p>	
② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
<p><b>【コメント】</b>                      園には身体的障害のある子どもは在籍しないものの、配慮が必要と思われる子どもは在籍している。担当職員は、就学後の不安や戸惑いを軽減するため、小学校で使うほうきや学習に使用する小箱など、現物と同じ物品を準備し使用するよう援助している。これには、園全体で担当職員の意思を汲み取り、園長はじめ職員が協力している。                      目指す目標に向けて計画し、職員間で共有しており、医師のアドバイスを受けて、有効と思われる道具を取り入れるなど個別の計画に沿った援助を行っている。                      保護者とは、密に連携しており通院経過や結果の報告を受け情報を共有している。さらに職員会議にて、定期的話し合う場を持ち、全職員で検討しており、専門機関に相談しアドバイスをすることも得ることもある。                      担当職員は、障害児保育に関する5回コースの研修を受講し、保育に役立てている。                      専門の指導者の適切なアドバイスは保護者に伝えており、なにより保健師が子どもの状態にあった専門機関、専門の指導者を選択してくれることも園の強みとなっている。</p>	
③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
<p><b>【コメント】</b>                      延長保育の時間には、専任の職員を配し、子どもたちは玄関がよく見える保育室に集まり、異年齢で過ごしている。                      園では、長時間にわたる保育を受ける子どもに軽食やおやつを出すことは、帰宅後の夕食に差し障ると考え、お茶を出す程度に留めている。                      延長保育の保育室は、畳にカーペットを敷いた和室と広い板張りの部屋があり、子どもは自由に選択し遊んでいる。                      子どもの状況についての引き継ぎは口頭のみであるため、細やかな引き継ぎができないこともあるとのことである。                      今後の検討に期待したい。</p>	
(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	第三者評価
① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園では、新年度に保護者が提出する健康診断調査票を基に、既往症や予防接種の状況を把握している。                      毎朝、登園時に検温しており、職員が視診、触診にて変化がないか健康状態を確認し、職員に周知している。保育中の発熱や怪我は保護者に連絡し様子を見ており、園には、看護師の資格を持つ職員がおり、子どもの不調、怪我などに的確にアドバイスしている。                      健康管理に関するマニュアルは整備しているものの、関係職員への周知活動や定期的な見直しはこれからである。さらに保健計画もまだであり、今後の課題と考えているとのことであるため、早期の取組みに期待したい。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

<p>② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><b>【コメント】</b>                  2歳以上の子どもは、広い共有スペースをランチルームとして、テーブル・椅子を配置し、子どもたちと職員がテーブルを囲み、会話しながら楽しく食事する様子が窺える。                  食事の前には、今日の献立を説明し、一人ひとりの食欲に応じて量を加減している。現在、食べ残しはほとんどなく、おかわりをする子どもがいるとのことである。                  季節によっては、おやつを園庭で食べており、3月の誕生会はバイキング形式で提供するなど、食事スタイルに変化を付けることで、子どもたちの楽しみとなっている。                  食育では園庭に近い場所で、プランターによる野菜を栽培しており、季節によって、キュウリ、ナス、空豆、インゲン豆、ミニトマトなどを収穫している。また、契約してさつまいもの根付けを行い、収穫を楽しむなど、育てた野菜が調理されて出てくる喜びを味わえるよう工夫していることが確認できる。                  さらに園では食育の一環として、毎月キッズコックを行っている。これは、3歳以上の子どもがエプロンや三角巾を着け、苺ジャム、梅干し、味噌などを作ったり、クッキーやホットケーキなどを作ることで、食べることに興味を持つための活動であり、毎年、子どもたちが楽しく取り組んでいる。</p>	
<p>③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>
<p><b>【コメント】</b>                  毎日の子どもの食べた量や好き嫌いの様子は、職員が給食室に伝えており、検食簿に記録している。                  毎月、給食検討委員会では、提供した給食について職員が要望や意見を出し検討して、献立に反映している。                  日々の献立は、季節を感じることができるよう配慮しており、旬のものや食育の一環として園内のプランターで育て収穫した野菜などを使い、子どもが興味を持つよう工夫している。誕生日会を含む行事食などを提供し、職員が食材などを説明しながら一緒に食すことで、子どもの楽しみとなっている。                  体調のすぐれない子どもや保護者から聞き取った前日の様子などから、消化のよいおかゆなどを提供することもあり、一人ひとりの子どもの食生活が豊かになるよう配慮していることが確認できる。</p>	
<p>④ 健康診断・歯科健診の結果や子どもの発育発達状況について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  健康診断、歯科健診の記録とは別に身長・体重は測定票があることを職員に周知している。                  各種結果は、連絡帳を通して保護者に伝えており、園では結果を保育に反映している。                  ただし、保健計画の作成はこれからである。今後の取組みに期待したい。</p>	
<p><b>(3) 健康及び安全の実施体制</b></p>	
<p>① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>第三者評価 b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  アレルギーについては、主治医によるアレルギー診断書、給食指示書を保育に反映している。給食室では、給食指示書から除去食を読み取り、除去する食材等をリスト化し掲示している。調理時は他の子どもの食事と混在しないよう、アレルギー対応の調理を終えてから、普通食を調理することを徹底している。さらに、提供時はトレーに子どもの名前とアレルギー対象食材を職員が確認できるよう貼り、アレルギー食と普通食を区別している。                  また、看護師は検査結果を所持し、職員会議で報告しており、喘息などの症状や対応について周知している。</p>	
<p>② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  過去1年間に衛生管理で問題は発生していない。                  衛生管理の責任者は園長であり、衛生管理にリーダーシップを発揮している。                  衛生管理チェック表を用い、調理室、水回りの衛生管理を行っており、消毒液の補充も徹底している。                  業務マニュアルの中には、衛生管理に関するマニュアルがあるものの、職員への周知、研修はこれからである。取組みに期待したい。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-3 保護者に対する支援	
(1) 家庭との緊密な連携	第三者評価
① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      年間の給食目標・食育計画を作成しており、入園のしおりに掲載し、保護者への周知を図っている。また、園だより、クラスだよりでは食育の様子や誕生会、行事での食事の様子を知らせている。さらに給食室が毎月配付する献立予定表には、家庭に知らせたい旬の食材や栄養素、発育期の子どもの食事の重要性に関わる内容をわかりやすく記載していることが確認できる。                      朝におやつ、昼食、昼のおやつサンプルを玄関に設置しており、興味を持つ保護者が自由に持ち帰えられるように毎朝、調理のレシピを準備し置いている。また、食事に関する保護者からの質問にも対応しており、子どもの食生活を充実させるため、家庭との連携を図るよう努めている。</p>	
② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      保護者からの相談は、担任や主任、園長などが対応しているものの、記録には残していない。連絡帳を利用した情報交換を行っており、毎月の行事では、保護者が子どもの成長の喜びを感じられるよう企画し実践している。                      職員は、毎日の送迎時に保護者と会話するよう心がけており、コミュニケーションを図ることで信頼関係の構築に繋げている。                      今後、保護者との情報交換や相談内容、対応結果等を記録する仕組みを整備し、より一層の保護者支援に繋がることを期待したい。</p>	
③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
<p><b>【コメント】</b>                      園では、懇談会を保護者同士がつながる場と捉えており、さらに園が目指す保育の意図や内容を説明するとともに理解を促す場としている。翌年度に向けて、年明けから保護者と担任の二者面談を行っている。二者面談では、保育園での様子や成長を伝え、保護者の相談や質問に答えるなど、クラスが進級するための準備として貴重な場となっている。保育参観や夏祭り、バス遠足など保護者が子どもと一緒に過ごす機会を設けており、子どもの育ちを共有するための工夫が確認できる。</p>	
④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      職員は子どもが登園し衣服の着脱辞等に、身体の状態を変化がないか注意深く確認している。                      養育が不適切になると思われる場合は、保護者に声を掛け、精神面、生活面で援助するよう心がけている。これまでに、児童虐待発見の事例はない。                      全保護者に向けた予防や啓発について、ポスターや児童相談所全国共通ダイヤル「189」のチラシを配付し掲示するなど取り組んでいることが確認できる。                      児童虐待を発見した場合のマニュアルは整備しているが、マニュアルに基づく職員研修は実施していない。今後、マニュアルを基に職員への研修を実施するとともに、マニュアルの定期的な点検・見直しが望まれる。</p>	